

様式第 1（第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 7 年 8 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

岩手県一関市駅前 1 番地
一関商工会議所
会頭 小 岩 邦 弘

岩手県一関市竹山町 7 番 2 号
一関市長 佐 藤 善 仁

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：金野 剛士

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

1 地域の災害等リスク

(1) 位置及び面積

一関市は、岩手県の南端に位置し、北は西磐井郡平泉町及び奥州市、南は宮城県栗原市及び同登米市、東は気仙郡住田町、陸前高田市及び宮城県気仙沼市、西は奥羽山脈を隔てて秋田県雄勝郡東成瀬村に接している。

岩手県の南の玄関口で盛岡市、仙台市の両市からそれぞれ約90kmの中間に位置し、東京都内には約450kmの地点である。

面積は、全国12番目の広さとなる1,256.42km²で、東西に約63km、南北に約46kmの広がりがある。



(2) 気 候

気温の日格差、年較差は比較的大きく、内陸型の特徴を示しているが、岩手県内では比較的温暖な地域となっている。

西側の奥羽山系沿いは、高標高地帯で日本海側の気候の影響を受け降水量も多く、冬季間は雪に覆われる。市の中心部から東側にかけては、太平洋側の気候に属しており、冬季間も晴れやすい地域となっている。

(3) 防災マップ

一関市の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、次のような災害の発生を予測している。

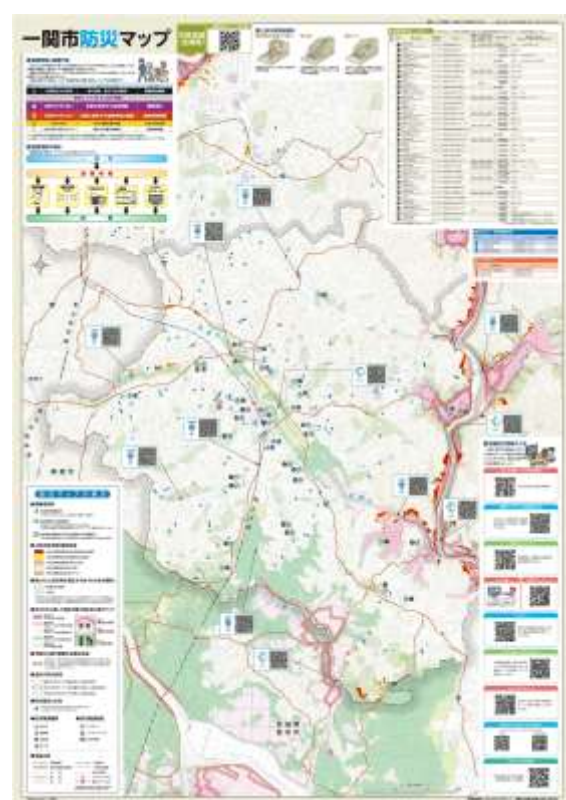
- ① 大雨、台風等による洪水及び土砂災害
- ② 台風等による防風災害等
- ③ 地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害
- ④ 市街地、密集地や山林における大災害
- ⑤ 危険物や爆破等による災害
- ⑥ 豪雪災害
- ⑦ 火山、噴火による災害及び地滑り災害
- ⑧ その他の特殊災害

これらの災害時に迅速な避難行動を促し、市民の生命と財産を守るための具体的な行動指針となる防災マップに災害予測されている。

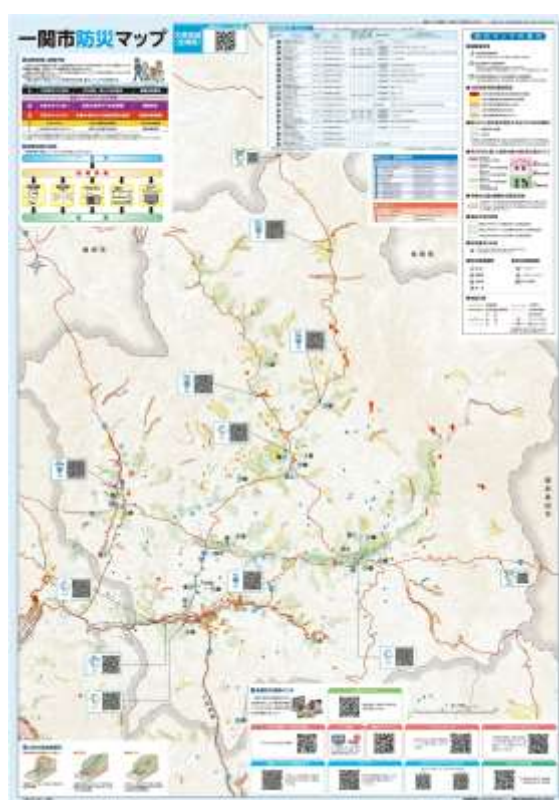
【一関地域】



【花泉地域】



【大東地域】



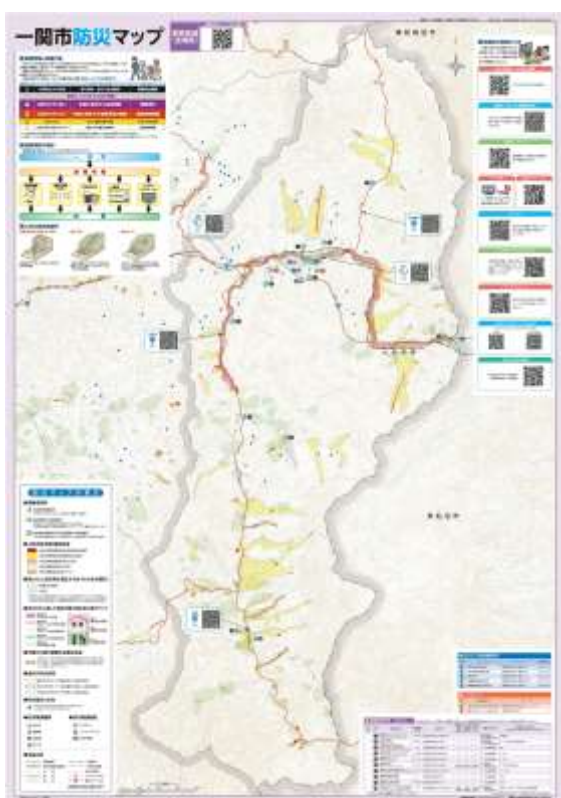
【千厩地域】



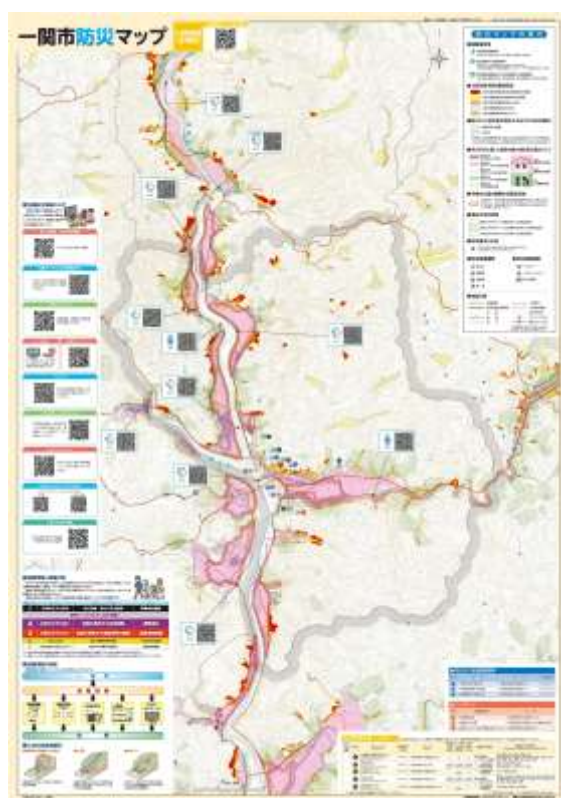
【東山地域】



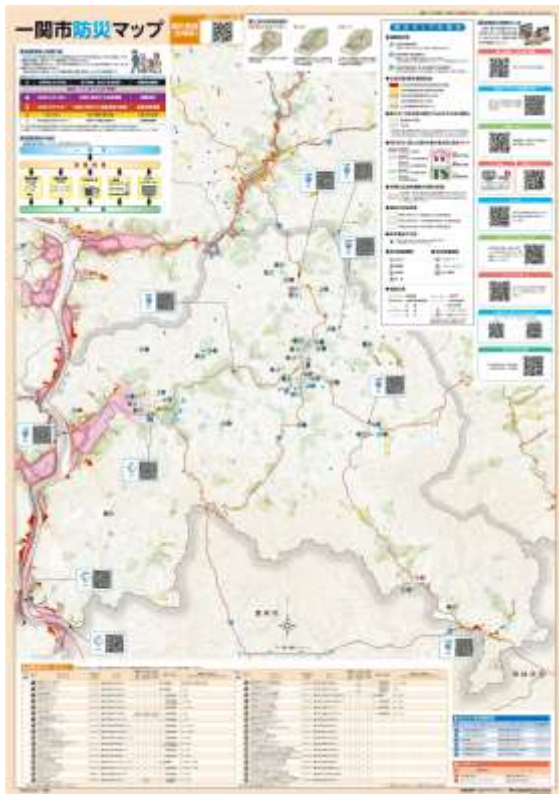
【室根地域】



【川崎地域】



【藤沢地域】



【参考：Web版一関市防災マップ】

(<https://bousaimap.saksak.jp/>)

(4) 地 震

一関市における過去の地震の発生状況、また、平成20年の岩手・宮城内陸地震や平成23年の東日本大震災等の大規模な地震が発生している状況、さらには、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や令和4年の岩手県地震・津波被害想定調査報告を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が想定される震度6弱以上とする大規模な地震を想定している。

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図（J-SHIS MAP 2024年NIED作成版）によると、一関市に今後30年間で震度6弱以上の地震が5.6%、震度5弱以上の地震84.0%の確率で発生すると予測されている。

また、岩手県地震・津波被害想定調査報告では、被害想定を行う対象地震を、日本海溝（三陸・日高沖）モデル、千島海溝（十勝・根室沖）モデル、東北地方太平洋沖地震で、マグニチュード9クラスの地震を対象とし、この被害想定における地震ごとの一関市の最大震度は、それぞれ震度6強、震度4、震度6強となっている。

【被害想定：冬・深夜】

		日本海溝 モデル	千島海溝 モデル	東北地方 太平洋沖地震
揺れによる建物被害	全壊棟数	230 棟	被害なし	1,400 棟
	全半壊棟数	1,200 棟	被害なし	4,400 棟
揺れによる建物被害 に伴う人的被害	死者	10 名	被害なし	90 名
	負傷者	190 名	被害なし	740 名
	うち重傷者	20 名	被害なし	130 名
液状化被害に伴う建 物被害	全壊棟数	150 棟	被害なし	200 棟
	全半壊棟数	990 棟	被害なし	1,300 棟

(5) 火山防災マップ

一関市と宮城・秋田県境に位置する栗駒山は、安山岩の二重式火山で、外輪山は成層火山で南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘となっている。

日本では数少ない3県に跨る活火山で、山体のほとんどは数万年前までに形成されており、約1万年前から約4千年前の間に、山体北側の剣岳周辺を噴火口とするマグマ噴火・マグマ水蒸気噴火が少なくとも9回発生し、下降火砕物や火砕流を伴いながら剣岳溶岩が形成されている。

水蒸気噴火については、過去1万年間に少なくとも12回発生したことが分かっており、これらはいずれも山体北側の昭和湖を含む東西に延びるエリアから発生した噴火で、最大規模の水蒸気噴火は約4千年前に発生している。

最新の噴火活動は、昭和19年に昭和湖付近で発生し、降灰及び火口噴出型泥流が発生している。その後、栗駒山では噴火は発生していないが、昭和湖周辺では火山ガスや噴気の放出が継続している。



【参考：栗駒山火山防災マップ（岩手版）】

(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/30,149271,c,html/149271/20220817-103625.pdf>)

栗駒山の火山活動で想定される噴火規模、様式及び火山現象は、次のとおりである。

【噴火規模・様式】

様 式	規 模	規模の設定根拠
水蒸気噴火	火山灰の噴出量 230 万 m ³	最大規模である約 4 千年前の噴火の噴出量
マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	マグマの噴出量 500 万 m ³	過去 1 万年前で発生した最大規模の火砕流・溶岩流の噴出量及び火口径より推定

【火山現象】

現象の種類	水蒸気噴火	マグマ噴火
大きな噴石	○	○
火砕流・火砕サージ	○	○
融雪型火山泥流（積雪期）	—	○
小さな噴石、火山灰（降下火砕物）	○	○
火口噴出型泥流	○	○
溶岩流・溶岩ドーム	—	○
降灰後の降雨による土石流	○	○
火山ガス	○	○
強酸性水の流下	○	○
巨大地滑り・山体崩壊	○	○

(6) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、一関市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

一関市では、新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示す、一関市新型インフルエンザ等対策行動計画により、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示している。

(7) その他

一関市は、中央部を流れる北上川の氾濫により度重なる洪水に見舞われており、特に昭和22年9月のカスリン台風や昭和23年9月のアイオン台風により、市内各地域に甚大な被害が生じた大規模な洪水が発生している。

北上川の洪水要因は、台風の接近、通過に伴う降雨や前線性の降雨等が挙げられるが、近年の主要な洪水は、昭和58年8月、平成10年8月及び平成14年7月の洪水が挙げられ、甚大な被害が生じた大規模な洪水が相次いで発生している。

また、支流の砂鉄川においても、平成10年8月及び平成14年7月の洪水により甚大な被害が発生している。さらには、磐井川、千厩川、黄海川及びその他河川の本支流の増水による災害が発生している。

2 商工業者の状況

- 商工業者等数 4,776事業所
- 小規模事業者数 3,331事業所

【産業別事業所数】

産業分類	事業者数	小規模事業者数
鉱業、採石業、砂利採取業	10	6
建設業	514	472
製造業	404	284
電気・ガス・熱供給・水道業	9	7
情報通信業	20	18
運輸業、郵便業	130	84
卸売業、小売業	1,232	826
金融業、保険業	66	56
不動産業、物品賃貸業	258	256
学術研究、専門・技術サービス業	148	144
宿泊業、飲食サービス業	520	402
生活関連サービス業、娯楽業	514	502
教育、学習支援事業	111	62
医療、福祉	438	63
複合サービス業	48	36
サービス業（他に分類されないもの）	354	113
合 計	4,776	3,331

（出典：令和3年経済センサス活動調査）

【地域別事業所数・従業員数】

地 域	事業所数	割 合	従業員数	割 合
一関地域	2,613	54.7%	26,219	59.6%
花泉地域	435	9.1%	3,570	8.1%
大東地域	443	9.3%	3,040	6.9%
千厩地域	529	11.1%	3,918	8.9%
東山地域	227	4.8%	2,523	5.7%
室根地域	151	3.2%	1,408	3.2%
川崎地域	146	3.1%	971	2.2%
藤沢地域	232	4.9%	2,333	5.3%
合 計	4,776	100.0%	43,982	100.0%

（出典：令和3年経済センサス活動調査、令和6年版一関市統計要覧）

3 これまでの取組

(1) 一関市の取組

① 一関市地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の地域内における災害の予防と災害時の対策について、市及び防災関係機関の連携、並びに市民等の協力のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、一関市地域防災計画を策定している。

② 一関市国土強靱化地域計画の策定

大規模自然災害が発生しても、一関市総合計画の目標である「見つけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」が停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域社会の構築に向け、一関市国土強靱化地域計画を策定している。

一関市地域防災計画のように災害リスクごとに対策を定めたものではなく、リスク低減のための行政機能や地域社会、地域経済など、市全体の強靱化に関する総合的な指針となる計画としている。

③ 一関市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づき、一関市の対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示すため、一関市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

④ 一関市防災マップの作成

地震や河川の氾濫などの自然災害が発生した場合に、市民が素早く安全な場所に避難するために必要な情報の被災想定区域や避難場所などを表示した地図の一関市防災マップを作成し、市内全世帯に配布している。また、Web版防災マップを作成し市民に公開している。

⑤ 「となりきんじょ防災会議の日」の制定

平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震と平成23年3月11日の東日本大震災を踏まえ、市民に防災教育を実施するとともに、地域や事業所及び家族間で避難の仕方を決めておく等、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図るため、毎年3月11日を「となりきんじょ防災会議の日」と制定し、市を挙げて防災に取り組んでいる。

⑥ いちのせきシェイクアウト訓練の実施

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震の教訓を風化させず、市民の防災力の向上を図るため、毎年、いちのせきシェイクアウト訓練を実施している。

シェイクアウト訓練は、その場で「まず低く」「頭を守り」「動かない」という安全を確保する3つの行動をとる訓練で、場所や天候を選ばず、どこでも誰でも参加できる1分間の地震防災訓練として実施している。

⑦ SNSを利用した防災情報の提供

LINE公式アカウントを開設し、防災マップ、緊急災害情報及び防災情報を提供しており、X公式アカウントでは、主に災害情報などを発信している。

また、いちのせきメールでは、火災・救助などの災害発生情報（消防車両の出場情報）、屋外広報マストの放送内容などを、登録制メールや専用アプリに配信している。

⑧ 一関コミュニティFMの整備

東日本大震災では、多くの情報インフラが被害を受け遮断され、テレビ、パソコン、電話など電源を必要とする情報通信機器が使用できない中、災害発生直後から途絶えることなく、被害状況や避難所等の情報などを発信続けたのがラジオ放送であった経緯から、一関市が公設民営方式により一関コミュニティFM「FMあすも」を開局している。

⑨ 専用ラジオの配布

災害情報など緊急的な地域情報を発信する際、スイッチが入っていない状態でも自動で起動する機能を備えた一関コミュニティFMだけを受信できるラジオを、事業所を含めた市内全世帯に配布している。

(2) 一関商工会議所の取組

① 事業継続力強化計画に関する国の施策の周知

中小企業の事業継続力強化並びに事業継続力強化計画の認定に関する小規模事業者向けのパンフレット、チラシ（中小企業庁作成）を会員事業所へ送付するなど、周知啓発に努めている。

② BCPセミナーの開催

一関市等と共催でBCPセミナーを開催し、小規模事業者へ企業としての防災・減災やBCP策定の重要性を伝えている。

③ 損保会社と連携した損害保険への加入促進

企業の様々な経営リスクを担保し、災害による休業時の資金確保等を目的に、全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険（ビジネス総合保険、業務災害補償プラン、休業補償プラン等）の加入を推進している。

④ 災害時における被災状況の収集及び特別相談窓口の設置

地震や大雨、台風などの自然災害発生の際には、会員事業所をはじめ商工業者の被災状況の情報収集を行い、一関市に被災状況を報告している。

また、大規模災害時には、緊急特別相談窓口を設置し、資金繰りや各種経営支援、各種補助金等の情報発信と活用により、被災事業所を支援している。

⑤ 一関市が実施する防災訓練への参加

一関市が実施するシェイクアウト訓練に参加し、地震発生時に自分の安全確保を図る行動の実践を行い、災害への備えを確認している。

⑥ 災害時等における連携関係の構築

地震、洪水、その他災害、新たな感染症発生等により、一関商工会議所、岩手県信用保証協会一関支所及び株式会社日本政策金融公庫一関支店の業務遂行に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、株式会社ベリーノが所有するバンケットルーム、宿泊施設を確保し提供することの連携関係を構築している。

II 課 題

小規模事業者の防災・免災対策への支援の課題は、次のとおりである。

1 事業継続力強化計画の策定が進んでいない

管内事業者のうち、防災・減災の取組を促す事業継続力強化計画の認定を受けている事業者は、ごく一部の事業者に限られており、小規模事業者の意識は低く事業継続力強化計画の策定がほとんど進んでいない現状にあることから、小規模事業者に対する事業継続力強化計画策定のための支援を強化していく必要がある。

2 事業継続力強化計画策定支援のスキルが不足している

経営指導員等や職員の事業継続力強化計画策定に関するスキル習得に課題があり、専門知識・ノウハウをもった専門家等と連携する必要がある。

3 リスクへの助言・指導が不足している

防災マップを用いた自然災害等のリスクや影響を損害保険会社等との連携により、補償や備えなどの必要性を指導・助言していく必要がある。また、感染症対策においては、リスクファイナンス対策として保険の必要性などを周知することが必要である。

Ⅲ 目 標

一関市は、これまで甚大な自然災害等による被害を受けている地域であることから、自然災害等による経営環境の変化への事前の備え、事後のいち早い復旧等を支援するため、事前対策の支援や発災後の対策、復興支援等と併せ、一関商工会議所と一関市との連携体制を平時より構築するなど、万が一の場合の地域経済・事業者への影響を最小限にするため、次の取組を行う。

1 事業継続力強化計画の策定支援

小規模事業者に対し、自然災害リスク・感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、事業継続力強化計画セミナーの開催や経営指導員等、損害保険会社等との連携による個別支援体制を構築し、事業継続力強化計画策定の支援を強化する。

2 事業継続力強化計画策定支援のスキル向上

法定経営指導員を中心に、経営指導員が十分な策定支援を実施できるよう内部セミナーなどにより知識を習得し資質の向上を図る。

3 被害把握と被害情報の報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、一関商工会議所と一関市との間における被害把握と被害情報報告ルートを構築する。

4 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後の速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年10月1日～令和12年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

一関商工会議所と一関市との役割分担、体制を整理し、連携して次の事業を実施する。

1 事前対策

一関市地域防災計画、一関市国土強靱化地域計画及び一関市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 経営相談等の際に、一関市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について、損害保険会社等と連携し説明を行う。
- ② 一関商工会議所と一関市の広報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPの必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCPや事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。また、セミナー等参加者に対し、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症は、いつでも発生する可能性があり、感染症に係る情報を継続的に収集し、事業者に感染拡大防止策等について周知を行う。
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、感染症対策等につながる支援を行う。

(2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

一関商工会議所業務継続計画を令和7年7月に作成している。

(3) 関係団体との連携

- ① 損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ② 新型インフルエンザ等感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として、ビジネス総合保険をはじめとする各種保険等の紹介等も実施する。
- ③ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(4) フォローアップ

- ① 小規模事業者に対し、事業者BCP等の取組状況を確認するとともに情報提供を行い、適宜アドバイスを行う。
- ② 随時、一関商工会議所と一関市との間で情報を共有し、小規模事業者の取組状況の確認や改善点等について協議を行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、一関市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後3時間以内に、電話やメール等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を確認し、一関商工会議所と一関市で共有する。
- ② 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や新型インフルエンザ等特別対策措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、一関市における感染症対策本部設置に基づき、一関商工会議所による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 一関商工会議所と一関市の間で、発災後1日以内を目安に、大まかな被害状況を把握し情報共有を行う。その後、当該被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害規模の目安は、次の表のとおりとする。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合など緊急時の役割分担は、一関商工会議所と一関市との間で事前に協議を行う。

【被害規模の目安】

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認できない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ③ 本計画により、一関商工会議所と一関市は、次の間隔で被害情報等を共有する。

【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1か月	1日に1回共有する
1か月～3か月	1週間に1回共有する
3か月以降	1月に1回共有する

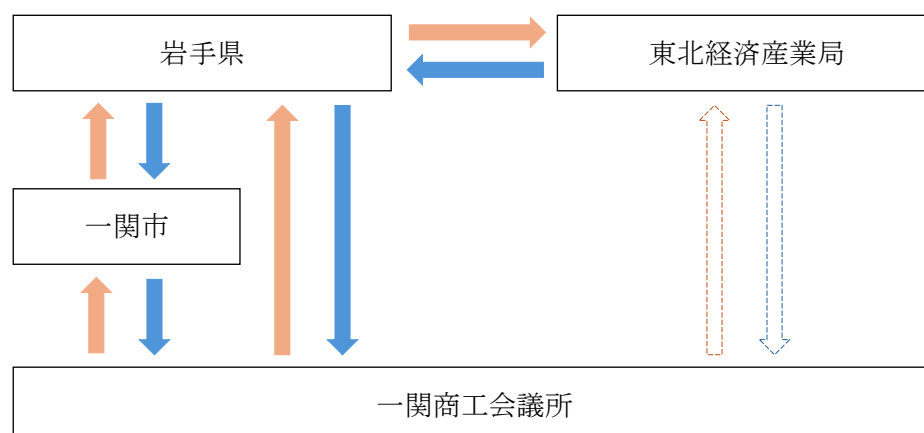
- ④ 一関市で取りまとめた一関市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時、速やかな災害状況の把握と地区内小規模事業者への情報提供を行うため、次のとおり指示命令系統・連絡体制を構築し対応にあたる。

- ① 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 一関商工会議所と一関市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④ 一関商工会議所と一関市が共有した情報を、岩手県の指定する方法にて一関商工会議所又は一関市より岩手県へ報告する。
- ⑤ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、一関商工会議所と一関市が共有した情報を、岩手県の指定する方法にて一関商工会議所又は一関市より岩手県へ報告する。

【連絡体制図】



4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、一関市と相談する。（一関商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある小規模事業者を対象にした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ① 岩手県及び一関市の方針に沿って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣を岩手県商工会議所連合会等に相談する。

(別表2)

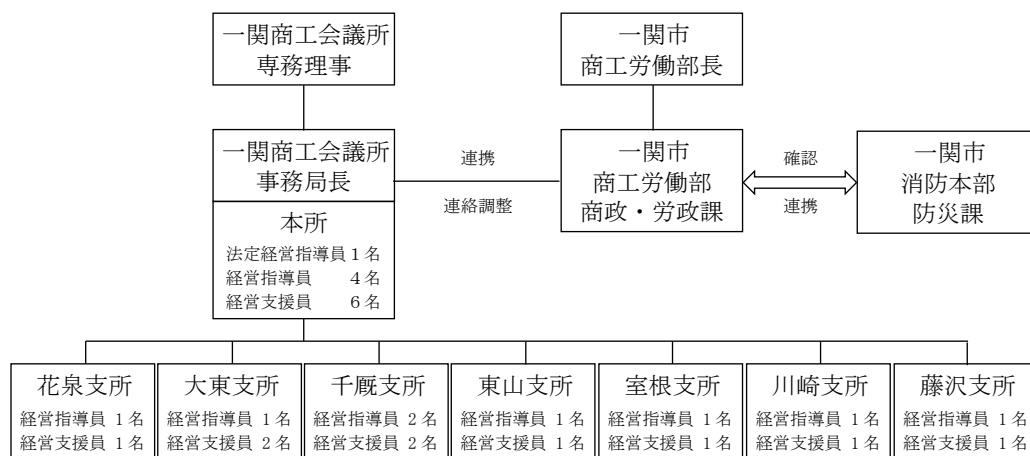
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

1 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 金野 剛士 (連絡先は後述3(1)参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
次の事項に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。
 - ① 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ② 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- (1) 商工会／商工会議所
一関商工会議所
〒021-0867 岩手県一関市駅前1番地
TEL : 0191-23-3434 FAX : 0191-21-2030
E-mail : shienka@i-cci.com
- (2) 関係市町村
一関市 商工労働部 商政・労政課
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
TEL : 0191-21-8412 FAX : 0191-31-3037
E-mail : shosei@city.ichinoseki.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ作成費	250	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、一関市補助金、岩手県補助金、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を
連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等